

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第147回定例会・会議録

日 時 平成27年9月2日(水) 18:30～20:50
場 所 柏崎原子力広報センター 2F研修室
出席委員 池野、石川、石坂、石田、桑原、三宮、須田(聖)、須田(年)、
高桑、高橋(武)、高橋(優)、竹内、武本(昌)、千原、内藤、中川、
中村(明)、中村(伸)、三井田
以上 19名

欠席委員 なし

(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
平田所長 藤波副所長 佐藤原子力防災専門官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 日野所長
新潟県 原子力安全対策課 須貝課長 倉島副参事
柏崎市 防災・原子力課 内山危機管理監 関矢課長代理
砂塚主任 樋口主査
刈羽村 総務課 太田課長 山崎主任
東京電力(株) 横村所長 須永副所長
佐藤英リスクコミュニケーター
宮田原子力安全センター所長
長原部長
武田土木・建築担当
山田地域共生総括 GM
中林地域共生総括 G
徳増地域共生総括 G
(本社) 宗立地地域部長
佐藤リスクコミュニケーター
(新潟本部) 橘田新潟本部副本部長

ライター 吉川

柏崎原子力広報センター 須田業務執行理事 松原事務局長
石黒主事 坂田主事

◎事務局

定刻になりましたので、ただ今より柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、第147回定例会を開催いたします。申し訳ありませんけれどもこれからは座らせて進行させていただきます。

まず最初に、本日お配りしました資料の確認をさせていただきます。

事務局からは、本日の会議次第。そして委員質問・意見等の用紙。それから委員への限定配布になりますが、A5サイズの「質問意見」用紙。そして7月12日に実施しました柏崎刈羽原子力発電所の見学状況をまとめたDVDのほうをお手元に置かせていただきました。よろしくお願いたします。

続きましてオブザーバーからの配布資料になります。まず原子力規制庁からは「地域の会の第147回定例会資料」と題しまして資料1、2、を盛り込んだ資料になります。

資源エネルギー庁からは「前回定例会以降の主な動き」についての資料になります。

また新潟県、防災局原子力安全対策課からはちょっと多めの冊子、厚いですが「前回定例会以降の行政の動き」ということの中でまとめてあります。

あと、刈羽村からは、「原子力災害 避難するための行動指針と避難計画（Ver.1）」の資料になります。

あと、東京電力株式会社からは3種類の資料があります。1つ目は「第147回地域の会定例会資料〔前回以降の動き〕」、そして2つ目が、A3版の資料、「廃炉・汚染水対策の概要」、そして3つ目が「委員ご質問への回答」になります。

資料等、不足等がございましたら事務局のほうへお申し出いただければなど、こう思います。ありがとうございます。

これからの議事進行につきましては議長からお願いしますが議長につきましては会長から議長の選出をお願いいたします。

◎桑原会長

皆さん、こんばんは。それでは、それでは定例会が時間となりましてこれから始めさせていただきたいと思いますが、6期までは会長が議長固定ということでやってきたわけですが、全員の発言の機会を持ちたいということで会長が指名する方を議長ということも皆さんから承認をいただきましたので今回は高橋副会長から議長を指名させていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

◎高橋（武）議長

じゃあ座ったまますみません。議長を仰せつかりました高橋です。9年目になりますが初めての議長ということで元々活舌が悪いんですがひとつご容赦のほどお願したいと思っております。これもですね、新しい会になりまして新たな取組みの一貫だと思っておりますので、私だけじゃなく誰もが議長になれるとは思っておりますので、そんな和やかとは言いませんけどしゃべりやすい雰囲気を出せばなど思っておりますので皆さんご協力をよろしくお願したいと思っております。

それでは毎月のように前回定例会以降の動きといたしまして東京電力様からひとつよろしくお願いたします。

◎須永副所長（東京電力）

東京電力の須永から説明をさせていただきます。

表紙に、「地域の会定例会資料」と記載されて、右上に東京電力と記載された資料をご覧いただければというふうに思います。

まず不適合関係としては2件ございまして、ひとつは海水熱交換器建屋における排水設備からの海水の溢水についてです。資料の右下にページ番号が振ってございしますので4ページと5ページを開いて見ていただければと思います。

こちらの事象ですけれども海水の水抜き作業時に排水設備から海水が逆流いたしまして約700リットルの海水が溢水し床面に漏えいしてしまいました。原因については現在調査中でございます。尚、この溢水した海水については放射性物質は含まれておりませんでした。

2つ目の不適合でございすけれども4号機の原子炉建屋1Fにおいて防火設備のケーブル敷設作業に従事していた作業員が梯子を昇る最中に、配管サポートに頭をぶつけて首を負傷したというような事象でございました。以上2件でございます。

次に発電所に関する情報ですけれども2件ご紹介させていただきます。8ページをご覧ください。これはアクセスルート確保に向けた取組みについてでございます。現在発電所屋外において重大事故が発生した際に電源車や消防車等の緊急車両が確実に必要な場所に辿りつきますようにアクセスルートの更なる整備を進めております。具体的にはアクセスルートの多重化を図るため現在のアクセスルートに加えましてこちらの図でいきますと①、②のところでございますがルートを確保するための工事を行っております。新しいルートにつきましては本年11月には通行が確保できる予定でございます。

またこの8ページの下段にありますように既存新規ルートとともに道路の不等沈下対策を実施してございます。

前回、三井田委員から発電所構内における電線や配管類などについて地盤強度の違いがあるけれども対策をとっているかという質問と、道路の損傷等によって特殊車両が建屋まで到達することが困難な場合の対策はとっているかという質問がございましたけれども、こちらは別添に回答を添付いたしましたので後ほどご覧いただければと思います。

2件目ですけれども15ページをご覧ください。ガスタービン発電機車の移設についてでございます。

発電所構内にガスタービン発電機車を3台配備しておりましたけれども現在配備している高台は上空に送電線ルートが近接していることから移設のための工事を進めているところです。移設の場所は現在配備している場所から南に140mくらいの場所で海拔約21mの高台となります。移設の完了は11月頃を予定しております。この他にも原子力安全改革プランの進捗状況、当発電所の安全対策、新規制基準への適合審査の状況やホールディングカンパニー制度移行後の新ブランドなどについても資料として添付しておりますのでお時間のあるときにご覧いただければと思います。

それでは福島第一の状況につきまして本社の佐藤からご説明いたします。

◎佐藤勉 リスクコミュニケーター（東京電力・本社）

東京電力の佐藤でございます。福島第一の状況についてはA3横長の「廃炉・汚染水対策の概要」という大きな紙をご覧ください。表紙をめくっていただきまして裏のページでご説明したいと思います。

まずは左上になります。「3号機燃料交換機撤去完了」でございます。写真にありますように燃料交換機を3号機のプールから引き上げる作業を完了しました。今後はプール内に落下しているガレキの撤去作業、最上階の線量低減作業を進めまして燃料取り出しに向けた準備作業を進めていきたいと考えております。

続きまして右側の「3号機使用済燃料プール内の調査結果」でございます。引き上げました燃料交換機、この下に隠れておりました燃料の上の部分を水中カメラで調査しました。その結果写真にありますように燃料を吊り上げるための取手、ハンドルと呼んでいますけれども、そのハンドルが少し傾いているものが4つ確認されました。今後、これらの調査結果を踏まえて燃料の取り出し方法を検討していく予定としております。

次は下の左から2番目。「陸側遮水壁の凍結準備状況」です。1号機から4号機全体を取り囲むように周りの土を凍らせて凍土壁をつくる工事を今進めております。この壁のうち山側の部分については凍結管の設置工事が完了しましたので、現在その中に冷却材を充填する作業を進めております。この充填作業が終わりますと凍結が始められるということになります。一方、海側につきましては現在凍結管を設置する作業を進めているところでございます。

東京電力の説明は以上になります。

◎高橋（武）議長

はい、ありがとうございました。それでは原子力規制庁様お願いします。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁柏崎刈羽規制事務所の平田でございます。それではお手元の資料の「地域の会第147回定例会資料」を元にこの1ヶ月の動きについて説明をさせていただきます。

めくっていただきまして資料1ですが、前回定例会8月5日以降の規制庁の動きといたしまして、まず規制委員会、8月5日の第23回定例会。これは前回も説明させていただきましたが、今年度の第1四半期の保安検査の実施状況について報告しております。

それから8月19日、第24回定例会。保安検査のあり方についてということで、これは我々が実施する保安検査の内容といたしますか、検査の手法ですね。これについて検討して委員会のほうに報告しております。

8月26日が第25回の定例会ということで、規制委員会防災業務計画の修正について。これは緊急時の我々職員の被ばくですとか、SPEEDIを使った避難計画の支援ですとかそういうことを委員会の防災業務計画にも反映するというのでその案について審議されております。

それから飛びまして9月2日、今日ですが、第27回の定例会を実施しております。平成27年度、今年度の原子力総合防災訓練計画に対する規制委員会の意見に

ついてということで、防災訓練計画自体は内閣総理大臣が規制委員会に対してまずは、意見照会をするということになっておりますので、訓練内容について委員会としてどういう回答をするかということ審議しております。

ここでみますと、第25回と第27回ということで、26回がないじゃないかと思われるかもしれませんが、26回は8月26日に同日臨時会議として実施しておりますが、内容的には日本原燃株式会社の固有の問題に対する審議ということでこの資料からは特に入れないで抜いております。

次に田中委員長的面談ということで広く新聞等でも出てることをご存知のことと思いますが、8月24日に全国知事会危機管理防災特別委員会の委員長である泉田知事と田中委員長が面談をしております。その下に YOUTUBE のアドレスが書いてありますが、これをご覧になっていただければ面談約30分程度ですが、その間の全てのどういう話し合いをしたかというのが見れるようになっておりますので必要ならばご覧になっていただきたいと思っております。

それから検討チームに関しては、8月5日に災害時の医療体制の在り方に関する検討チームということで高度被ばく医療支援センター等の施設の確認について検討がされております。このセンターには現在、長崎大学、広島大学、福島県立医科大学、青森の弘前大学、4つの附属病院が候補として名乗りを上げて申請施設の確認をされているという状況です。

それから8月10日。これも継続ですが、廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討が行なわれております。

それから柏崎刈羽原子力発電所の6・7号炉審査状況につきましては、ご覧のとおり8月5日からめくっていただきまして至近でありますと8月28日、第266回の審査会合まで実施されております。

それから被規制者等との面談ということで8月7日に、まず柏崎刈羽の1号炉の高経年化の技術評価に関するヒアリングを行っております。

それから同日に2号機の原子炉補機冷却水系配管サポート部分の損傷に係る面談、同じく柏崎刈羽の原子力発電所における電磁作動弁の動作遅れに対する説明ということで3件の面談が行われております。

8月20日と25日に関しては保安規定変更認可等の申請についてということで、東京電力の中の原子炉安全最高責任者という職務が新設されまして、それに関する保安規定上の記載の内容、職務内容についてのヒアリングが行われております。

続きまして規制法令及び通達により提出された文書といたしまして8月5日に柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請書を受理しております。

それから8月26日、これは柏崎刈羽の1号機に係る使用前検査の合格証を交付。これは新たに設置した1号機用の補助ボイラーの使用前検査を実施して合格したのでその合格証を交付したということ公表しております。

現地の規制事務所関係ですが、8月19日にホームページ上で今年度の第2回保安検査計画を公表しております。検査の実施期間としましては今週の月曜日、8月31日から来週の金曜日9月11日までの2週間を予定しております。検査項目といたしましては、マネジメントレビューの実施状況。設計調達管理の実施状況、不

適合管理と是正・予防処置の実施状況。緊急時の措置に関する実施状況、その他保安検査の期間中には通常実施しております、現場巡視等も保安検査として扱いますのでそれが含まれております。

それから、その他といたしまして8月31日、今週の月曜日ですが新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会に規制庁から出席して、東京電力の福島第一原子力発電所事故の分析 中間報告、規制庁が実施したものでございますが、その概要について説明をしております。

あと資料としては特にまとめてないんですが、前回の定例会以降に委員からご質問としていただいております内容なんですが、「規制庁は県の技術委員会に出席して説明をするべきである」という主旨の文書をいただいております、ご質問というよりご意見ということでしたのでこれに関しましては私どもの本庁の主管部署、広報室というところがございますが、そちらにこういうご意見をいただいたということは確かに伝えてあります。ただこれと8月31日の県の委員会に出席というのはタイミング的には微妙なところで、このご意見に基づいてすぐに動いたということではないというふうにご理解いただきたいと思います。

引き続きまして資料2にまいります、これは放射線モニタリング情報です。これはデータの非常に多いものですからいつものように最新のデータを書いたホームページ上のアドレスをここに記載しておりますのでご覧になっていただきたいと思います。結果的にはこの1ヶ月でモニタリングデータに有異なデータは確認されておられません。

規制庁からは以上でございます。

◎高橋（武）議長

ありがとうございました。それでは続きまして資源エネルギー庁様お願いします。

◎日野柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁の日野です。資料は、タイトルが「前回定例会（平成27年8月5日）以降の主な動き」となっており、右上のほうに資源エネルギー庁というクレジットになっている2枚紙をご覧ください。

最初に「1.（1）総合資源エネルギー調査会基本政策分科会」について、こちらは昨年4月に閣議決定しましたエネルギー基本計画に関し、実現に向けた検討の進捗状況について報告がなされ、委員による自由討論がなされております。最後のページにポンチ絵がついております。こちらが全体の報告の内容が書かれております。上のほうの赤い背景色になっているところがエネルギー基本計画に記載された内容になっております。そこに書かれているエネルギーミックス、電力システム改革、省エネルギー、再生可能エネルギー、資源の確保、原子力政策に関しまして、昨年4月基本計画が出された以降に検討された内容が下の部分に書かれております。

このうち右側にある省エネルギー以降の4つの項目に関しましては、それぞれ小委員会、検討会等が行なわれ、昨年7月から12月にかけてそれぞれ中間的整理、中間報告書などが出されております。

これらの中間報告等を参考に、図の左側に記載されている長期エネルギー需給見通しの検討が開始され、左側の下に記載されている、本年7月に長期エネルギー需給

見通しが決定しております。

さらにこれを踏まえまして、地球温暖化対策推進本部において、温室効果ガス削減目標、2030年に2013年度比26%削減という旨の約束草案が決定され、同日付で、我が国から国連気候変動枠組み条約事務局に提出がなされております。

また図の一番右側、原子力政策に関して、中間整理以降のその後の動きとして、本年3月に会計関連の制度措置がなされております。具体的には、廃炉後の一定期間にかけて償却費用化が可能になるような制度の見直しが行なわれております。その後本年5月に、最終処分法に基づく基本方針の改定がなされております。

さらに本年の6月に新しいワーキンググループが設置されております。これに関しましては、資料の最初のページに戻っていただきまして、「1. (2) 原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループ」という項目があります。こちらが新しいワーキンググループとなっております。競争環境下における核燃料サイクル事業について各事業者からの資金拠出のあり方等についての検討を行なう目的で設置されております。先月は第2回、第3回が行なわれており、第2回では関係機関からのヒアリング。第3回は新たな事業環境下における諸課題、責任・役割分担、必要な資金の制度的手当、実施主体などについて議論がなされております。

続きまして(3)省エネルギー小委員会について、取りまとめ案及び今後の検討課題等について議論がなされております。

取りまとめ案の内容としては、民生部門、産業部門、あるいは、エネルギー供給事業者における具体的な措置が記載されております。

次のページ、「3. 福島第一原子力発電所の廃炉及び汚染水処理対策」について、8月25日に現地調整会議が行われております。1号機建屋カバーの解体工事、3号機使用済燃料プール内の大型ガレキ撤去作業の進捗状況等について議論がなされております。

最後に、「4. その他」について、昨日(9/1)、新たに電力取引監視等委員会が設立になっております。こちらの委員会は、小売全面自由化等を踏まえた電力取引の適切な監視、電力のネットワーク部門の中立性確保のための厳格な行為規制の実施等を行うために経済産業大臣の直属の委員会として新設されたものです。

昨日、同日付で第1回の委員会が開催され、消費者相談窓口の設置などが決定されております。以上がご報告になります。

◎高橋(武)議長

ありがとうございました。続きまして新潟県様お願いします。

◎須貝原子力安全対策課長(新潟県)

県庁の原子力安全対策課の須貝です。どうもお疲れ様です。

では、新潟県と右肩に白抜きで入っております資料に基づきまして私から「前回定例会以降の行政の動き」について説明をさせていただきます。

1番目、安全協定に基づく状況確認をここに記載の3点につきまして8月10日に柏崎市、刈羽村さんとともに月例の状況確認を行っております。

2番目に先ほど規制事務所の平田所長からもお話がありましたけれども、安全管理に関する技術委員会を8月31日に今年度に入って第2回目になります。開催い

たしました。原子力規制庁から担当の課長補佐2名、平田所長がおいでくださいまして、昨年の10月に公表されております、東京電力福島第一原子力発電所事故の分析中間報告書、これは原子力規制委員会から出されているものですがこれについての説明を受けまして委員の先生方で議論がされました。

今後福島の検証の進め方、どのようにやっていくか、東京電力さんに具体的な質問をお願いするとうことで、内容などの確認をしていただいたのとフィルタベントの検証に関しまして、事故想定についての疑問なども委員からありましたので、県からの説明、委員からのご意見等のやりとりがありました。

3番目に、新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議というのを8月28日に開催しております、評価結果につきましては環境放射線の監視調査は発電所からの周辺環境への影響は無視できるものと判断されたと。それから温排水等の漁業調査につきましては過去と比較して特異な傾向は認められませんでした。

その他に、報道発表を2点しております、8月18日に損害賠償額の一部支払いを受けたということ。

それから8月24日に、これも先ほど所長からお話がありましたけれども、全国知事会の危機管理・防災特別委員長という立場ではございましたけれども泉田知事と田中委員長との面談が実現いたしまして、先ほど YOUTUBE のご紹介がありましたけれども、ここには報道資料で速報版というものを今日は印刷して持ってきております。昨日になりますがこの確定版というものをホームページには載せてありません。今日ちょっと間に合わず申し訳ありませんでした。以上です。

◎高橋（武）議長

ありがとうございました。続きまして柏崎市様お願いします。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

柏崎市防災原子力課の関矢です。よろしくお願いします。

ペーパーありません。今ほど新潟県さんから動きの説明の中で安全協定に基づく状況確認、8月10日。それと8月31日の技術委員会等に参画しております。

それと8月11日になります5km圏内即時避難区域の安定ヨウ素剤の事前配布を対象者の方にご案内文書を郵送発送しております。その後は問い合わせ等につきましては、我々予想していたより少ない問い合わせでありました。以上です。

◎高橋（武）議長

ありがとうございました。それでは最後に刈羽村様お願いします。

◎山崎総務課主任（刈羽村）

刈羽村総務課の山崎です。よろしくお願いします。

刈羽村の前回定例会以降の動きにつきましては、8月10日に安全協定に基づく状況確認を新潟県並びに柏崎市と実施しております。刈羽村からは以上です。

◎高橋（武）議長

ありがとうございました。それでは前回定例会以降の動きにつきまして質問、ご意見のある方挙手にてお願いいたします。はい、内藤さんお願いします。

◎内藤さん

こんばんは、内藤です。東京電力の方に質問します。テレビのニュースなんかで

見たんですけど8月だけで福島第一では3人の働いている方が亡くなったと思うんですけども、そういう人たちの労務管理というかそういうのはどうなっているのかというのを聞かせてください。

それからさっき横版の資料をもらったんですけど、外国の専門家が心配してるんですけど汚染水がどんどん太平洋側に流れていて、だんだん濃くなっていて量はちょっとわからないんですけど、対策いろいろ、遮水壁とかやってるんですけど何年何月までこうするみたいな日を切ってもらわないといつまでもダラダラダラダラやっていると太平洋の魚が食べられなくなるんじゃないかと心配してます。2つ質問します。

◎高橋（武）議長

はい、ありがとうございます。それでは東京電力さん2点質問。

◎佐藤勉リスクコミュニケーター（東京電力・本社）

まず2点目のご質問ですが、いつまでにどのような対策をとるのか、ということを確認してもらいたい、というお話だと思いますけれども、こちらにつきましては先日、中長期ロードマップの改訂版というものを定めまして、これを公表させていただいております。その中には、いつまでに何をどう対策していくのか、という新たな目標を定めまして、その目標に向けて現在いろいろな作業を進めているところでございます。

◎高橋（武）議長

はい。まあ労務管理というか事故があったということですが東京電力さんお願いします。

◎宗立地地域部長（東京電力）

はい。東京電力、宗でございます。

福島第一の労務管理についてということでございます。3人お亡くなりになられたということで本当に申し訳なく思っております。そのうち2名は作業に直接起因するものではないんですけども、今福島第一のほう夏場ということもありまして非常に過酷な状況でもありますので作業時間でありますとか、そういうものも工夫したりとか、作業前の健康管理のチェック、そういうものも入念にやっております。ただ結果的にああいうかたちで3人お亡くなりになられたということは事実でございますので、また関係の企業とも連携をしましてその辺を徹底をしてもらいたいと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

◎高橋（武）議長

はい、ありがとうございました。それでは他に。時間ありますので。よろしいですかね。それではですね、前回の定例会以降の動きはこれで閉じさせていただきます。続きまして2ポツ目なんですけど、避難計画について、県、市、村からの説明とあります。運営委員会でも避難計画について課題や問題点が何があってその取組みがどこまで進んでいるのか、何が今、調整しているのかっていうかですね、そういう議論がありました。その中で県が調整している内容で国や市村、その他行政の方がですね、どの程度その今の問題点に対して進んでいるかということの説明してもらいたいということの旨で今日の議題となっております。そんな中で新潟県さんか

ら、柏崎市、刈羽村の順番で説明をいただきますので、まず新潟県からひとつよろしく願いいたします。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

それでは私から、座ったままで失礼いたします。

ちょっと大量の資料を今日はお持ちしておりますのでなるべくコンパクトに説明をさせていただければと思って、ちょっとかいつまんだ説明になるかも知れませんがポイントを押さえたいと思います。

まず、県の避難に対する立場ですけれども具体的な避難計画というのはこれは市町村の皆さんがその地域の状況に応じて住民の方たちをいかに防護するかという観点から詳細で具体的なものをおつくりになるということかと思えます。一方で県はどういう立場で何をするのか、ということが皆様の御疑問のひとつだったと思うんですが、これにつきましては、県は広域的な立場で市町村の調整をする、つまり避難を行なうにいたしましても同じところに集中して例えば避難をするとか、そういうことがあったら円滑な避難ということが実施できなくなります。そのために今はマッチングという言葉が耳に慣れていらっしゃるかどうかあれなんですけど、例えば避難元と避難先の市町村を組み合わせるとか、あとどういう道路を使えてどういうふうに避難をするのがいいのかというルートを皆さんと一緒に考えるとか、あと交通事業者というのは広域にわたるわけですので、そういう方たちとの包括的な約束というか協定ですけど、そういったものをどういうふうに取り付けていくのか、といったことについて県として取り組んでいます。

そういう中でお手元に「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」平成26年3月、これバージョン1としてお示ししたんですけれども、こういうものを出しております。中身はちょっといろいろ詳細になりますので、そのときにこの概要として説明した資料がこの「行動指針の概要」という一枚紙、ポンチ絵になりますけれども、お配りしてるんですけれども、この行動指針バージョン1のポイントとして、これはワーキンググループというのを10個の課題に分けて平成24年の11月に作りました。県は実は国よりも早く福島原発事故を受けて防災計画を見直したわけです。そういう中で、まだ国のほうで災害対策指針や何かまったくまだ示されていない中でしたので、広域調整をするにあたってはどんな課題があるのかということをもっと考えていかなければならないだろうということで、10個のポイントについてそれぞれ市町村ですとか、関係機関ですとか、そういう方たち、課題に関する市町村、関係機関ですね。そういう方たちと議論をすることにいたしました。この市町村関係機関と諸課題について検討の上、バージョン1として作成したのがこの26年3月のものになります。

内容といたしましては、防護対策の基本的なスキームですとか、重点区域市町村の避難先の考え方、避難先の市町村、このときはまだ候補というかたちになっております。先日こういうかたちでという具体の組み合わせをお示ししましたけれどもこの時点では候補でした。あと要配慮者の避難調整の仕組みなども非常に簡単なものでございますけれどもこの時点でお示ししております。

このときの課題としてセットでお出したのが、「原子力災害に備えた行動指針策

定時の課題」という上にオレンジ茶っぽい色で囲まれた紙でお出したものです。このときにこれまでに国へ要望した課題、つまり例えば法制度の問題だとか、組織体制の問題というのは、県や市町村でどんなに頑張ってもできないことがございます。つまりちゃんと国会で審議をして、法制度の改正をまたなければそれはもうどうにもならないわけですね。そういったものを「これまでに国へ要望した課題」の中に主に載せています。あとは財源の問題に絡むものもありますけれども、そういったものをここに載せています。

あとは技術委員会で検討されている課題ですとか、もちろん今後市町村や関係機関等この時点で検討が必要な課題というのはありましたので、ここに書いて、その後も先ほどご紹介しましたワーキンググループでずっと検討しているような状況です。

この課題が解決されればバージョンアップしていくイメージ、これさっきのポンチ絵の一番右側に単純な絵でありますけれども示してあります。

県といたしましてはいろいろ要望するだけなんじゃないかという言われ方もよくするんですけれども、決してそんなことはなくて、今の条件下でとにかく精一杯のことをやっていこうということでそれはもう関係機関、市町村と検討を重ねてきているところです。

そんなわけで県の立場としては広域調整というかたちでやっています。

A4横紙で「ワーキングチームの主な検討項目について」27年8月10日時点というのをお配りしています。先ほどワーキングチームを10個の課題で立てました、というお話をしましたけれども10個の中には例えば、ヨウ素剤の配布ですとか、スクリーニングですとか、国も災害対策指針を策定したりそれに関する考え方を示されたりした結果、行政の組織の中で取り組むようになった課題についてはここからちょっと今回は除いてあります。

マッチングと避難ルート、避難手段、屋内退避のあり方というところに太枠で囲んであると思うんですけど、マッチングは7月下旬に具体的な組み合わせというのをUPZを含めてお示ししました。そうなりますと今度は避難ルート、どういう避難のためのルートがあるのか、そこではどういった誘導がされるのか、道路管理者、県というと土木部になりますけれども、そういったところ。それから警察といった方たちも混じっていただいて、ここは今一生懸命に進めているところです。

それから避難手段。県が福島事故以降見直した防災計画の中ではあらゆる交通手段を使って避難をしますというふうに記載をしています。そのために私共としましてはバス、JR、船舶、道路管理をする高速道路、NEXCOですけどもそういったようなところと調整を図りながら検討を進めているところです。

ここでちょっとまた違うお話をさせていただきますが、3枚で綴じてありますポンチ絵をお配りしてあると思うんですが、これをご覧いただけますでしょうか。3枚で「避難指示、屋内退避指示区域での活動」というのが一番上になっております。これが非常に今大きなネックになっております。例えばバスの会社なんですけれども、運転手さんは一般の民間の方のわけです。そういう方たちが一般の住民の方たちが逃げてくる中で、その中に向かって行けるのかということ、労働安全衛生法の2

5条では、事業者は労働災害発生の急迫した危険があるときは直ちに作業を中止して労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。と規定をされています。これは罰則規定も労働法の中にはあるわけです。バスの会社の方たちも非常にこのあたりを気にされていますし、この中にもたぶん企業の経営者の方もいらっしゃると思うんですけども、お聞きした話しの中ではやはり自分たちの従業員をどうしたらいいのかというような心配の声も私共も聞いたりしております。こういうことをどのように解決していくのか、これは法制度の問題になりますのでこれは国のほうで考えていただきたいということで先ほど知事会の特別委員長という立場で泉田知事が規制委員会の委員長にお会いしたときも、まあ規制委員会は設置法上各省庁に対する勧告権を有しておりますので、そういったものも行使して、ぜひこういう解決に努めていただきたいということをお願いをしております。

はぐっていただきますと、例えば UPZ 内の安定ヨウ素剤の配布というのがあって今現在 PAZ は9月の半ばから事前配布がされることになっておりますけれども、UPZ は備蓄ということで、一定の場所に置いてあるものを事故のときに配るということになっていきますから、屋内退避指示が出ている中で外に出て配れる人が、どうやって、配れるのか、非常に UPZ は40何万人いますので、先ほどのような法律の制限もありますしマンパワーの問題もあります。そういったものをどうしていくのかといったようなこと、そのような課題があって国にはその解決をお願いするとともに、今ある現状でどういうことができるのかということをお交通事業者の方ですとか市町村の方たちと先ほど申し上げた避難ルート、避難手段といったワーキングチームの中で、担当者さんレベルでやっていますので詳細なデータですとか、詳細な情報ですとかそういったものを集めて共有しながら検討を進めているところです。

「原子力防災対策上の当面の課題」というのを A4 一枚紙ででっかい黒丸3つポチにしてお配りしておりますけれどもそんな中では今のような課題がある中で、じゃあこの状況の中でどうするのかということになりますと、マッチングについては避難所の運営体制ですとか、避難経路をどうしていくかというようなこと。それから受け入れ施設をもっと掘り起こしていかなければダメなんじゃないかということで、できればやはり県内に避難するというのが好ましいことだとは思いつつ被害の状況によってはやはり隣接県にお願いしなければならないのではないかとということも考えられますので、そういったことも隣接県にお話にあがったりしながら考えているところでございます。

あとは福祉施設間のマッチング、要支援者の方たちというのはいろんな障がいをもっていらっしゃる方たちがいらっしゃいますのでそういう方たちをどういうところに避難していただいたらいいのかというようなこと、避難手段については先ほど申し上げましたような課題もありつつ、どういうやり方がいいのかということも相談しているというところです。

安定ヨウ素剤についてはさっきのポンチ絵でお示したような課題がありますけれども UPZ 内においてどのような配布、服用方法があるのかというようなことをまた福祉保険部のほうで検討しているような状況です。

長くなって申し訳ございませんでした。県からは以上です。

◎高橋（武）議長

はい、ありがとうございます。続きまして柏崎市さんお願いします。

◎関矢課長代理（柏崎市）

はい、柏崎市です。本日資料のほうは特段用意をしておりません。今まで避難計画ですとか、そういうものを説明させていただきました。

それで柏崎市の状況なんですけれども、今ほど新潟県さんの「新潟県広域避難検討ワーキングチームの主な検討項目について」という、A4横の資料を柏崎の進捗ということで説明をさせていただきます。

上から2番目のマッチング、これ広域避難のマッチングということで7月の28日、新潟県さんのほうからUPZの避難者の受け入れ先市町村のほうの調整結果が示されました。そういうことでUPZの柏崎だと県内の北の方面ですと村上市、それから東の方面だと湯沢町、南魚沼市、南になりますと糸魚川、妙高、それと上越市、上越市さんも避難者を受け入れていただけるということで、避難先が決まりましたので、現在避難者を受け入れていただける個々の施設、それと避難経路所をどこにするかということを受け入れ先の市町村と調整を進めているところであります。

さらにそれに合わせて先ほどありましたように、新潟県さんのワーキング、ここ班名は書いてないんですけども避難ルートの検討ということで、どういうルートが使えるかということを経済協議しているところであります。

さらに、要配慮者の避難体制ということでちょっとまだ在宅のほうはまだまだ進んでいないんですけど、社会福祉施設さんのほうでPAZについてが柏崎市ですと16施設あります。そこについての避難先のマッチングということで5月12日に新潟県の福祉保健部のほうから一応避難先がマッチングができたという結果をいただいております。ただ、これから個々の施設の具体的な避難計画の作成がまだ進んでおりませんので作成に向けての支援、こういうものを進めているところであります。

あと、安定ヨウ素剤につきましてはPAZ内の事前配布というところを今まきに行うところなんですけど、PAZ内で発災時にヨウ素剤を配ってあるんですけども手元になると、若しくは旅行者、一時滞在者、それと事前にもらってなかった人、そういう方々がヨウ素剤をほしいという時の緊急の配布の仕方、これらも併せて協議を進めておるところとUPZ全体に係る部分を関係市町村、新潟県さんの医務薬事課さんを通じて協議を進めていくということになります。

あとは、スクリーニング等、ここには新潟県さんの資料には書いてないんですけど、緊急モニタリングですとかは、今規制委員会規制庁さんのほうで指針になるものが、まあマニュアルですね、これらが策定されておりますので、今内容のほう確認しているところであります。簡単ですが以上であります。

◎高橋（武）議長

はい、ありがとうございます。続きまして刈羽村様お願いします。

◎太田総務課長（刈羽村）

はい、刈羽村役場の太田でございます。お手元のほうに紙2枚でございますが、避難計画バージョン1というのをお配りしております。今ほど新潟県さんも柏崎市さんもお説明したとおりの諸所の事情と現実があるということでございます。こ

の2枚配りましたけれども、これ以前にも説明したものですし実際刈羽村も集落さんのほうに、ないしは各団体さんのほうにご希望があれば説明にお伺いしますという言い方でこちらのほうから押し付けでいついつやるのでお集まりくださいというような説明会というのは刈羽村のほうではやっておりません。要望のあった集落に行くときに実際はもっと厚い資料なんですけれども、実際ページが飛んでいるのかと見られるかも知れませんが、実際この程度の説明しかしておりません。細々したものを住民の方に説明してもわからないので、実際はこの計画の1ページ目、これだけは住民の皆さんから日頃から理解してもらいたいというところで、以前から防災計画はあったわけですが、今回福島事故後自家用車避難というのが大きく変わった部分だということで、自家用車で避難してくださいというようなことが書いてあります。あと4ページ目、飛んで10ページ目というようなことが書いてありますが、これは防災計画、ご存知のように新しくPAZという区域ができて、刈羽村は全域即時避難区域だというふうなことに決めましたので刈羽村としては全域即時避難ということでPAZについて細かく書かせてもらっています。といっても内容は基本的に新潟県さんのものと同じで防災計画原子力につきましては、他の風水害と違って広域的な対応が絶対必要になってくると、また刈羽村としては村外に出た段階でやはり周りの方々のお力を借りなければ当然どこに行っていけないかわからないと、そういうのが原子力災害の特徴ですので、県の計画を受けて、刈羽村もこういう計画をこれに追随して同じものをつけるというふうなことで作ったものでございます。最後のページは避難先ということで、村上、糸魚川というふうなことを計画書には書かせていただいております。今ほど柏崎市さんの説明の中でもありましたがワーキングチームのほうで、ここでは両方同時に書いてありますが、第一義的に刈羽村は村上市、その次の選択肢として、村上市が何らかの理由でダメだった場合、県の説明でもありましたように当然道路事情ですとか、災害の種別内容によって大きく違ってきますので場合によっては糸魚川、逆方向ということもありうるということで村上市さんのほうであれば経由地が神林だと。糸魚川のほうであれば総合体育館であるというふうなことを明記して地元の説明をしておるところでございます。

あと地元のほうの説明の中でいろいろな心配事等も出てきますが、やはり一番心配になっていることが情報伝達とそれから行政が、我々がどうやって情報を収集できるのかということが、現実の今もっている情報ツールの財産だけではやはり住民も不安ですし、我々も防災行政無線だ、衛星電話だといってもなかなかそれで安心できるものではないので、そのへんのところが一番重要なんだろうなと思いますし、住民の皆さんも防災行政無線や刈羽村の場合は有線の伝達方法、見る方法があるんですけど、避難を始めてしまうとあとは車の中ですのでその時にどうやって情報を収集できるのかと、携帯電話等のツールも村としては持ってますがいずれ村も村の行政自体も刈羽村を棄てて避難しなきゃいけない、そういう時に今度は広域的な情報の伝達が必要になってくる。そういう状況のときの対応が今後細かく決めていかなければいけないものだろうなというふうに感じているところでございます。

刈羽村としては以上でございます。

◎高橋（武）議長

はい、ありがとうございます。それではですね、県、市、村から今説明を受けました中でですね、委員の皆様からこういうことを聞きたい、またこういうところを疑問に思っているところをですね、質問、また意見としてあげてもらいたいと思っています。それでは質問のある方挙手にてお願いいたします。はい、須田年美さん。

◎須田（年）委員

あの、須田でございます。いつもお世話さまです。

あの、情報伝達が一番大切だということは非常に良くわかるんですが、先般の地震のときも柏崎は2大学があり、そこに外国から来ていらっしゃる方もいらして非常に防災無線とかで日本語で言われてもなかなか理解ができないというような面もあるかと思うんですが、それで情報伝達をまず日本語でももちろんするのはもちろんですが、そういう2大学あたり来てられる方が大学へお勤めになっている方に聞くと、以前は非常に日本で語学を勉強した方が多かったんだけど今はそうじゃない方もいて非常に来られてから半年、1年くらいは語学を教えることが非常に大変だというような実際にその場に当たっている方はあるんですが、そうするとこの非常時の情報伝達等も例えば英語でするのか、それからどうなのかというような語学の、言語の問題もあるので、多少そういう時にはこういうふうなかたちでなるというようなものも今後検討されていってはいいいんでないかな。それから聾啞者だとかそういう人たちは要援護者の中に入るんでしょうけど、言語の問題を要援護者ともいえない、どうもいえないんですが、そこらあたりも防災計画の中に決して、企業がいろんな外国から手を受け入れたりすると日本語が、ばかりでどうなのかなというふうな、こないだの地震のときも非常に留学生はそれで非常に大変だったということも聞いておりますので、今後やはり情報伝達の方法として御検討になったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

◎高橋（武）議長

はい、どうですかね。市役所さんになるんですかね、そのへんのこと。何かありましたらお願いします。

◎関矢課長代理（柏崎市）

はい、ありがとうございます。今ほどの外国の方に対する情報の伝達なんですけれども、我々中越沖地震、それ以降、原子力防災訓練も実施している中でエリアメールを流した際に外国の方も持っていますので日本語でどーんと入ってくると、それで日本語もよく読めないと、それと機種によっては外枠だけ外国バージョンになって、要はあからさまに危険というようなマークがどんと出て日本語がばーっと書いてあると。で、何が起きたかわからないという話しをいただきました。やはり防災行政無線で以前も英語で流してみたらどうかという検討もしたんですけれども、やはり絶対数が日本人であると少数の方がいるということで、防災行政無線ではない、今ほどのエリアメールであるとか、見て、読んでもらえるような媒体を使わないと英語でしゃべって放送しても、日本語でしゃべってるのか英語でしゃべってるのか聞き取れないような状況もあるだろうということで、そのへん外国の方に対す

る我々の一方的な提供だけでなく、大学の方とも若干話しをしたことがあるんですが、学生同士の間での、まあ要援護者と一緒なんですけども、町内会、近隣が声を掛け合おうと、同じように学生同士でなんとか情報共有だとか、そういう仕組みができないかという相談をさせていただいてますので、やはり今いただいたようにそういう面は今検討を進めているという状況です。

◎高橋（武）議長

須田さん、よろしいですか。

◎須田（年）委員

はい、ありがとうございます。あの、国際化を目指していく柏崎市としては、新潟県としては、やはりこういうことも考えていかなければならないと私は思います。以上です。

◎高橋（武）議長

はい、ありがとうございます。では、中村さんお願いします。

◎中村（明）委員

中村です。今、須田委員のほうからそういった避難の情報についての質問があったわけなんですけど。あの、こうしている今にも地震が起きたり、何かミサイルが飛んできたりする場合があります。ということだと、今すぐそういうメールを飛ばさなきゃならん、広報をしなきゃならん、という事態が生まれるわけですね。そういった用意はなされているわけですか。市のほうとして。

◎高橋（武）議長

はい、柏崎市さん。

◎関矢課長代理（柏崎市）

今現在なんですけれども、一般防災、原子力防災に限らず、地震が起きたりしたときには、国際化協会さんと連携をもう取っておりますし、地区のコミュニティセンターが地区の防災会の拠点になるというところで外国語での掲示をしたり、することはもうすでに決まっておりますので、ただ原子力災害時の広域避難となると、ここのエリア以外の、例えば村上市に行ってくれといったときに学生さんが村上市の何とか体育館ってどこ、というような、それと途中での、先ほどもありましたように、伝達をどういうふうにするかというところがちょっと違う点がこれからもっと検討しなきゃいけないということで、日々の部分についてはある程度進んでおります。

◎高橋（武）議長

中村さん。

◎中村（明）委員

はい。国際化協会を通じて外国の人にはそういった通達ができるように用意はされていると。ということで、あと微細なことはその後細かくやるというふうに判断しますが、そういう質問に対する回答がほしかったんですね。ですから簡単明瞭でいいですからわかりやすく答えていただくと助かります。ありがとうございました。

◎高橋（武）議長

えー、石坂さん。

◎石坂委員

はい、石坂です。県さんにお訊ねをいたしますけれども、ご説明いただいたA4横3枚、ポンチ絵で書いてある避難指示、屋内退避指示、区域での活動、UPZ内で安定ヨウ素剤の配布、それから複合災害時の指揮系統の問題という3つの課題ということであります。これにSPEEDIの課題を含めたものが先ほどの説明にもありましたけれども、知事と規制委員長さんとの面談の中で要望されたと認識をしております。

今日の配布された資料を見て気が付いた部分もあるんですが、今言われた課題の多くは平成26年3月、昨年時点での課題にも載っていることですよ。それを今まで国に対して改善するようにどういうふうな働きかけをしていたのか、今日の資料にも付いています、この間の規制委員長さんとの面談は非常にかみ合っていないという非常に印象を強く持っていて、あの内容を見るとですね、そもそもこういった問題を規制委員長さんにぶつけること事態が間違いではないのかなというふうに思う部分もありましたので、そのへん確かにこれ非常に重要な問題だと思いますので、どういったかたちでこれを解消するように国に要望していったのかということをお教えいただきたいと思っております。

◎高橋（武）議長

はい、新潟県さんお願いします。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

すみません。今のご質問に対してお答えいたします。

詳細な資料を持ってきてないのですが、まず25年の10月29日、この時に規制委員会が9月の何日でしたかね、できまして、1ヶ月半としない時だったと思うんですけれども、まず規制委員会宛に要望書を持って行っております。その時に表現は少しずつ変わってはいるんですけれども、この主旨で要望はしております。

それから、例えば訓練をやったあとの課題として同様のことを要望したり、それから24年の10月29日にまず行っています。25年の4月22日に、その要望書を持って行っています。これが非常に大きな要請のポイントでした。

その他に申し上げましたように、今の2点はこれ泉田知事がいっているんですけれども、今申し上げましたような、訓練の後ですとか、そういった度にこの課題を持って行っていますし、技術委員会のディスカッションの成果としても規制委員会でこのことが議論されるというきっかけの時に要望したりもしております。

規制委員会だけかというとは決してそういうことはなくてダイレクトに例えば知事会なども厚労省に直接要請に行ったり、内閣府に原子力防災というその防災を担うセクションがありますのでそこに要請にいたりもしています。なぜ規制委員会に対してこの要望をするのかということについてなんですけれども、規制委員会はその設置については設置法を根拠にしています。その設置法の中に規制委員会の役割として省庁、原子力の安全の確保のために各省庁に対して勧告する権限があるんですと、ですからその具体の勧告の方法、こうしたらいいんじゃないのというのは今、私ちょっとなかなか言いづらいところはありますけれども、その法改正も含めて要するに労働者の安全とそれから原発の安全確保のためにどうしてほしいといったよ

うなことを勧告するのが原子力規制委員会の役割ということで、委員長に対してお願いをしているようなわけです。

◎高橋（武）議長

はい、石坂さん。

◎石坂委員

はい。ありがとうございます。そうだとしたら本当に今回の知事との面談の要旨みたいなものを拝見すると規制委員長さんは、例えば勧告権なんかはやたらとできないというような主旨の発言であったりですとかね、それから基本的にやはり規制庁であるので各省庁を横断した判断とかですね、そういったものをしていただかなければならないところを、例えば労働安全衛生法のそのへんの管轄が違うとかですね、そういうふうな回答をされていますよね。そういった回答を聞くと本来規制庁さんに要望すべきことではなくて、以前やはりこの会で私ずいぶん前にも話したと思いますけど、こと原子力行政とか、原子力防災に関してはその官庁を横断した、なんていうか取扱で、という話しをしたときにそれは内閣府で受けるという話しを聞いた覚えがあります。その内閣府に本来働きかけるのが本来ではないのかなというふうに思ったものですからお聞きをいたしました。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

あの、先ほど申しあげましたように内閣府にも同じように、この要望というのは提出しております。その規制委員長さんがどのような法律の解釈をされて勧告権について述べられたかは私詳細はわからないんですけども、勧告権という権限を持っている中でそこは今、原子力安全の確保を担うセクションにお願いするべきだということで知事のほうで要請をしております。

◎高橋（武）議長

石坂さん、はい。

◎石坂委員

最後にとりか、今その回答を聞いてということでもありますけれども、いずれにしても今まで26年の1年以上前からそういった課題があがっていたものが、まあ言い方は悪いですが、ずーっと店ざらしになっていたものが今回こういったかたちで表に出て進むと、話が前進していくことを願うことでもありますし、そういった部分からいけばここ1ヶ月の間に規制庁さんと県との間の対話が開かれたことは喜ばしいことなのかなというふうに思っています。以上です。

◎高橋（武）議長

はい、じゃあ今のやり取りに対して、要望してるって出てますけど、規制庁の立場としてコメントがあればお願いしたいと思いますが。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁の平田でございます。それぞれのお話について私もよくわかるな、というふうには聞いておりました。ただ先日の知事と私どもとの委員長の対話をみる限りでは、やはり知事はどうしても規制庁が持っている勧告権を使って強力で動かしてほしいというご要望。委員長のほうは勧告権というのはそうやたらと出すものじゃないぞ、と本当に必要なときには抜くけども、かといって今ご要望されているよう

な言葉で勧告権を使っていうものではないんじゃないかというのを答えてたように私は聞いております。

今議長からも話があったように、そう言いつつもお互い協力してまとめていかなきゃいけないということで、特にこの問題というのは知事がずっとおっしゃっている、第5層に関する避難の話が一番大きいので、そのあたりというのは実際は規制庁というよりは内閣府が主体となってまとめて実施していく部分もございますので、そのあたりはそれぞれがどっかですまく協力しながら進めていくしかないのかなど。

石坂委員が今ほどおっしゃいましたように、やっとなんていうか、対話のステップが進み始めたのかなという意味で遅まきながらであるんですが、今後更に連絡は密にしながら対話を進めていくことで、とにかく一気に100点を取るというのはなかなか難しいと思いますので、少しずつでもお互いの問題点を出しながら、それを何とか埋めるっていうことを進めていくしかないのかなというふうには思います。ちょっと漠然とした言い方ですけど、私はそういうふう感じております。

◎高橋（武）議長

はい、ありがとうございます。いいコメントだったと思っております。はい、じゃあいいですか、中村さんちょっと待ってください。まだ挙げてない方がいらっしやいますので。はい、高桑さんからお願いします。

◎高桑委員

高桑です。ちょっとお願いがてらお話しします。まずひとつは県のほうから、原子力防災対策上の当面の課題ということでマッチングのところに隣接県との協力体制の整備というものを挙げていただきました。この説明のときに原子力発電所の被害というものは、こういうことも考えていかなければいけないというのを根拠に挙げていられたと思いますけれども、そのへんを考えてみますと原発事故だけではないかも知れませんが、避難が長期化した場合の体制、対策についてもぜひ課題の中にいれていただいて検討していただければと。今の福島で避難している方々の状況をいろいろ見ていますと大変に必要な以上のストレスを感じながら生活をしていらっしやるような状況が目の前に見えているわけですから、そのことが繰り返されることのないようにということで、ぜひ長期の場合の対応、対策についても課題の中に入れていただきたい。

もうひとつは安定ヨウ素剤の関連です。安定ヨウ素剤については、前回からPAZの対策は終わっているかのような話になっておりますが、私は大事なことが抜けているなと思っております。それは三歳以下の子ども達の対応です。この間、刈羽村でも広報かりわというのが配られまして、三歳未満になぜ配布しないのですか、っていうことのアとに、服用できない人は災害時にどうすればいいんですかという項目が挙がっていて、早期に避難していただきますと。三歳未満の乳幼児とその保護者も同じですと、一言そう書いてあります。しかしこれ具体的にいろんな場合を想定したときに、こういうことはどれくらいきちんと、三歳未満の子ども達が安全なかたちでヨウ素剤もきちんと対応されて避難に行くのかと。特に小さい子ほど影響が大きいと言っていますので、PAZのヨウ素剤の大きな課題としてこの三歳未満の子ども達の対応をどうするかというのをもう少しいろんな場面を想定した具体的な対

策というものを、これは市と村になるのでしょうか、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。以上2つです。

◎高橋（武）議長

避難が長期化したときという、今の意見でよろしいですか。それとも質問。要望でよろしいですかね。はい。それについてコメントされるオブザーバーいらっしゃいますか。それでは要望ということでひとつよろしくお願いします。はい、高橋さんのほうが先だったんで、高橋優一さん。

◎高橋（優）委員

高橋といいます、県と市にひとつずつだけ質問をさせていただきたいと思えます。

この県議会の中で委員の質問で、知事はヨウ素剤の UPZ 内における配布を指示したと私は理解しているんですが、ここでは当面の課題ということでは、安定ヨウ素剤による UPZ 内における配布、服用法の検討ということになってますから、私は近いうちに UPZ 内でも安定ヨウ素剤の配布があるものと理解しているんですが、それでいいかどうかということをおひとつお願いしたい。

それから市のほうに、先ほど安定ヨウ素剤の質問が少なかったというのを確か言われたんですが、私もあれを取り寄せてみて、2枚あったんですが、例えばヨウ素過敏症であるかどうか、イエス、ノーと6個くらいの質問項目があったんですが、あれを見ているだけで面倒くさくなって質問に答える気がなくなるんじゃないですか。私ね本当にあの質問は医学用語もあってなかなか難しいと思うし、この前の委員会するときにも石川委員から質問があって、難しいんじゃないですかという指摘があったんですが。例えば毎年、新小学校1年生と中学1年生には同じように質問をして回答をもらって、まあ金庫の中に入っているかどうかはわかりませんが、そうやって新1年生にもするんだと思いますけれども、あの質問でスムーズに答えられるのってというのは非常に少ないんじゃないか、だから問い合わせが少なかったというふうに私は思うんですが、そのへんのことを懸念を持っていますので、そのへんの回答といいますか、市の考え方を聞かせてもらいたいと思いますけど。

◎高橋（武）議長

はい。まず県に対して、県知事が UPZ 内に配布を指示したかどうかとか、そのへんの。まず県からお願いします。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

ヨウ素剤の UPZ での配布ですが、知事は県議会では、事前配布が望ましいという表現をしていたかと思えます。と、申しますのは、先ほどこのポンチ絵でお示しいたしましたけれども、この5kmから30km圏内には44万人という方がいらっしゃいます。その方たちに事故の際にヨウ素剤を配るというのは大変難しいことなのではないかという懸念からそのような発言をしております。ですので、ヨウ素剤につきましては、市町村さんとの調整ですとか、これに関わってくださる医師会、薬剤師会さんの方たちのご意見などもお聞きしながら進める必要があると聞いておまして、これ直には福祉保健部のほうで担当しておりますので今日のようなご意見もあったということは私から伝えておきたいと思えますけれども、県議会での発言

の趣旨、それから UPZ での配布というのは現況今のような状況だと、いうことでご理解いただければと思います。

◎高橋（武）議長

続きまして、質問じゃないや、ヨウ素剤のアンケートとかが細かくて面倒くさい、につきまして柏崎市さんでいいですかね。

◎関矢課長代理（柏崎市）

はい。柏崎市、関矢です。ちょっと私先ほどの問い合わせの数が少なかったという、ちょっと言葉足らずで申し訳ありませんでした。対象の世帯の方にご案内を差し上げた結果、皆さん 40 歳以上のヨウ素剤の服用はいららないというご認識をされている方けっこういらっしゃると思います。そういう意味で広報かしわざきに出した見開きで半面が Q&A になっているような個々のヨウ素剤の効能だとかそういうものの質問等でなくて、説明会を開催するにあたって、皆でいかなきゃいけないのか、とか、年寄りが一人で住んでいて年寄りは一で行けないんだけどどうしたらいいかとか、そういうものが 11 日に発送しましたので、ちょうど週末でしたので、週があけたら一斉にそういうところの問い合わせがどっとくるんじゃないかと思っていたものがそうでなくて、ぱらぱらぱらぱら問い合わせがあるというのが実態でありまして、ヨウ素剤の中身についての問い合わせというのは逆に少ない状況で、わからなければ確認の保健師さんですとか薬剤師さんのほうに協力をお願いしているんで、見合わせたとか、チェックシートのもし書き方がわからないというときにはお薬手帳とかそういうもので確認をさせていただきますというようなものの問い合わせが思った以上に少なかったかなというところがちょっと言いたかったものですから、ちょっと言葉足らずで申し訳ありませんでした。

◎高橋（優）委員

例えば、新 1 年生に配られるものは家庭に帰ってじっくりと考えて書くんですけど、ヨウ素過敏症に対しては不明ということが圧倒的に多いというわけでしょう。だから今回配られた質問表なんかでは、まだきつと返ってきていないんだかと思えますけれども、やっぱりなかなかわからなくて回答できないんじゃないかと思ったから、私は質問したんですけれども、要するに中学 1 年生、小学 1 年生、新 1 年生に配られる回答も不明、不明、不明と返ってくるんでしょう。だから私敢えて聞いてみたんです。

◎関矢課長代理（柏崎市）

今現在小学校の新 1 年生と中学 1 年生、新 1 年生になった方には、チェックシートというよりはアンケートでほぼヨウ素過敏症といわれるような病気とか検査に関わるようなことがほぼないというのが実情で過敏症といわれたことがあるかという結果的にそういうタイミングがないもんですから、ない、ない、という回答が圧倒的で不明とかそういう実際問題回答は、アンケートとっておりますので、ないという回答になっております。

それで今回対象者の方にチェックシートということでよりちょっと専門的な言葉になっておりますが、これらも大半の方がそういう判断がされるという機会がないということになろうかと思えます。さらに飲み合わせについても、けっこうお薬の

種類がいっぱいありまして、個々どの程度我々も説明会もした中でわからない、確認をよくしなきゃいけないというものが出てくるかというのが実際開催してみないとちょっとわからないと。それから問い合わせについても、ここをどう書いたらいいかというようなお問い合わせが、まあわからないから先ほど言われたように、ないんでしょうけど、まあないというのもちょっと実際問題そういう状況になります。

◎高橋（武）議長

はい、続きまして千原さんお願いします。

◎千原委員

千原です。よろしく申し上げます。県と市と村のほうに 2 件ほどお聞きしたいと思います。

ひとつは、今避難と言って遠くへ逃げることを考えておりますけれども、県内、例えばこの地域の中でシェルター的な要素を持っている建物というのはどれくらいあるかというのは把握されておりますのでしょうか。その中の収容人数とか、今後の計画というのをおしえていただきたい。県も市も村も合わせてお聞きしたい。

2 件目はこれから先の今計画中だとかいろいろありますけれども、避難計画の日程とか回数ということも逐次連絡していただきたい。これは回数は非常に多いほど 100% 完全なマニュアルなんて作れないわけですから、回数でこなして行ってそれをカバーして行こうという立場からしてもぜひ計画を聞かしてもらいたいという 2 件を質問させていただきます。

◎高橋（武）議長

はい、それではシェルター的なものというのと訓練の回数ですね。どちら様、県さんいきますか。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

シェルターという堅固なものでは今現在ないんですけれども、平成 24 年度の国の補正事業、年度末でしたけれども、24、25、26 と年度末に国で補正事業で要配慮者の方のための施設に対する、防護措置について補助金を出すような事業ができております。これが、私がちょっと情けないんですが確か 24 年度の実施が 4 件、3 件、3 件。すいません 24 年、25 年、26 年で 10 件を対象に完了、もちろん 24、25 年のものに関しては完了しておりますし、26 年はこの 3 月に事業費がついたわけですのでそれは現在設計を含めやってるところもありますし、まだ工事着手についてはできていないんじゃないかと思っておりますけれども、要するに対象になっている施設は 10 施設あります。今後の見込みということですがけれどもおそらく国に 28 年度の予算要求の中ではそういったことも示されるのではないかと考えておりますが、いずれにいたしましてもこれまで 3 年間国のほうでそういう対策事業を考えて 10 箇所やっているというのが現状です。

これ 1 箇所 2 億円ですのでまあシェルターというような、県としては堅固な施設を国には要求しているんですけど、現在は 2 億円でできる範囲の防護対策ということになっています。

あと避難訓練についてですけれども、訓練については私共もこれ非常に重要なこ

とだと考えております。県の訓練といたしましては本部体制、まずはそういったことをどういうふうにできるのか、主に初動のときの対応等をやってきたことが多いんですけども、今年度についても今ちょっと計画していて、まだ公表できるような段階ではないんですが、お話できるようなときがきたらこちらの席でもお話させていただきたいと思います。

◎高橋（武）議長

はい、ありがとうございます。市村さん、補足があれば手短にお願いいたします。

◎関矢課長代理（柏崎市）

柏崎市の関矢です。ちょっと座らせてもらって説明させていただきます。

今新潟県さんのほうからご説明がありましたように、放射線防護施設ということで前回地域の会の確か高橋副会長さんのほうからのご質問で回答をさせていただいて防護措置をとるといものが柏崎刈羽の中で10施設ということで、現在もう終わっている施設が刈羽村さんの集会棟も含めると7施設が終わっていると、広報センターも設備が付いているという状況であります。それと一般の建物につきましては、国の原子力災害対策指針、まあ以前からもそうなんですけど、屋内退避という指示の元に、今は各御家庭に、という流れになってきてるんですけども、指針の中でも一般の木造住宅よりは、RCの構造のところの方がより効果があるというところで以前コンクリート屋内退避という対策、防護措置をとっておったわけですけども、そういう最低限学校ですとか、公共施設の中、それから民間さんでも多少そういうRC造、というような施設に関しては我々防災計画の資料編の中で建物の構造というところで調べてありますけれども、なかなかシェルター的な防護ですとか、そういうものは十分ではないんですが、そういうものについては以前から調査をしてくているというところで、だからそこを使いなさいというところは、率先してここに集まれということにはしていませんので、そういう意味ではちょっとシェルター的なものはないというのが現状です。

◎高橋（武）議長

はい。いいすかね。千原さん大丈夫ですかね。はい。いいですよ、はい。

◎千原委員

避難訓練はどうです。柏崎。

◎関矢課長代理（柏崎市）

避難訓練なんですけど、今もこの東日本のあと2回ほど総合的な広域避難も含めた訓練を、新潟県さん関係市町村とやってくるんですけども、今UPZの受け入れ調整ですとか、防災ガイドブックというものを今年度発行して皆さんにお配りする予定でありますので、今避難計画のほうの充実を力を入れておりまして、住民の皆さんのご協力を得て訓練を実施するというものはちょっと今のところ計画のほうは具体的にはないというところであります。

◎高橋（武）議長

はい、次、内藤さんお願いします。

◎内藤委員

国の方に質問します。2011年3月11日の地震のあと、3月12日から15

日にかけて4つの原発が爆発して原発から30～45km位にある飯館村というところに放射能を含んだ雲が飛んできて被ばくというか、したと思うんですけど、雲が飛んで行ったのが3月14日だと思うんですけど、飯館村の前のポストにその記録が残っているそうなんですけど、それで危険を察知した住民は自主避難したんですけど、正式に政府はその頃民主党政権でしたんですけど、政府は飯館村に全村避難の指示を出したのは4月22日だったんですけど、例えば柏崎刈羽でも同様な例にならないでしょうか。

◎高橋（武）議長

規制庁さん。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

私からお答えするのは適切かどうかわからないんですが、3.11の時には、正直なところそういう状況まで考えた避難計画というのは立てられてなかったんだと思います。ただ、今ですね、皆さん県さん含めて議論して作ろうとしているのは3.11の反省に立った上でそういうことがないようにという計画を今、立てようとしている状況ですので、完全にこれでよし、というものはなかなかできないとは思いますが、少なくとも同じことを繰り返さないという認識の元に作ろうとしているんだと思います。ちょっと答えになってないかも知れないですけど、そういうことだと思います。

◎高橋（武）議長

部署があれだと思いますので、まあまああれ、これくらいだと思います。それで、時間もですので、新委員さんにできればあと一人か二人くらいであのこのポツは終わりたいと思うんですが、できれば。

◎石田委員

石田でございますが、今防災計画の県と市のお話を聞きまして我々、私、南部コミセンなんですけど、コミセンにも説明に来ていただきまして、何かあったときにはバスが迎え行くんだと、それに乗っていくか、自家用車で避難すればいいんだというような、雑駁ですがそんな説明だったわけなんですよね。ですから私たちは、私も町内会の副会長をしていますのでいろいろ避難に対する難しさをわかるんですが、あまり面倒なことを言わんで、もうちょっと市と県が一緒になって、ひとつのこういった避難バージョン2でも結構なんですけど、一緒になってつくってわかりやすい市やこういうこと、県はこういうこと、一体になってひとつの避難対策のマニュアルをつくっていただければ我々住民も、ああそっか、というようなことを感じるわけなんですけど、まあそのへんをちょっと考えていただけないのかなというのがちょっと私の今の率直な意見で、集落を預かっている一人としましてはそんなことを感じたんですがいかがなものでしょうか。お願いします。

◎高橋（武）議長

まあ、意見に対してはコメントがあれば。どうします。はい、新潟県さんお願いします。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

県の役割といいますか、どちらかというと広域的な観点から市町村さんの避難計

画作りがうまくいくような調整役ということになるかと思います。PAZ、UPZ 含めますと9市町村さんがありますので、そこを一律にしたなかなか避難計画というのは難しいのではないかと思います。主旨としては、ご意見としては私もわかる部分もございまして、そのあたりはまた市町村と工夫をしながら取り組んでいきたいと思っております。

◎石田委員

石田です。ぜひよろしくお願ひいたしたいと思ひます。以上です。ありがとうございました。

◎高橋（武）議長

じゃあ新委員さん、じゃあお二人。中川さん先お願ひします。

◎中川委員

ちょっと今、市の防災訓練の話で、もう防災訓練のあれはもう少し考えたいというんですが、町内は何度か訓練参加してバス、先回はレンタカーも使用させて訓練もしたんですけども、あと大湊も町内の道、国道1本しかないんで車がダメとなるとあとは飛行機、ヘリコプターか、あと船。船としても港がないんでそこらへんのことを考えて車ばかりじゃなくて違った方法で避難できたらいいと思うんですけど、そこらへん市のほうは名案ありますか。

◎高橋（武）議長

柏崎市さん。

◎関矢課長代理（柏崎市）

柏崎市です。今、避難の手段につきましてはおっしゃられたとおり、バス、レンタカーで陸路を主にやってきております。ヘリコプター、船についても平成25年3月の時には、まあ対象地区がたまたま大湊さんじゃなかったんですけども、椎谷の町内会さんには海保さんの協力を得て、船舶は寄れませんので積んであるボートで椎谷の港に入ってピストン輸送すると、それと宮川の町内会さんには神社のところ、以前中越沖で仮設住宅を作ったところにやはりヘリコプターを下ろしての訓練をやったらどうかということも検討はしたんですけども、時期が時期で関係機関の協力のほうも急だったものですから、ちょっと実現はできなかったんですけども訓練の輸送についてはいろいろ我々も考えながら、工夫をしながらやっているというのが現状ですし、荒浜の町内会さんについては以前その野球場に早発の自衛隊さんからでっかいヘリを降りていただいてヘリ避難もしてまして、前回刈羽村さんが源土のグラウンドにヘリコプターを下ろして運んでるところがありますので、また該当の町内会さんには、またヘリポートをどこにしたらいいかとか、そういう検討を含めて訓練をやってみてどうだという検証を進めながらやっていくことになろうかと思ひますので、その際にはまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎高橋（武）議長

じゃあ最後にさせていただきます。じゃあ石川委員さんお願ひします。

◎石川委員

先ほど高桑委員からもお話があった、安定ヨウ素剤の三歳以下に配布しないということではいろいろお母さん達からもご意見が出ているということですが、私も広報

を見たときにもそう思いましたし、事前に確か県と市からもそういう説明を、それはまあ薬剤師会に参加していたんですが、受けたんですけども、やはり何も指示がないというのは不親切な気がいたします。ただ今回の配布に関しては私は一歩前進かなと思っているので今月半ばからいよいよ配布が始まりますので、その時にいろいろまたその場で問題が出てくると思っていますので、来月の定例会のときに報告したいとは思っています。もちろん行政の皆さんからも報告があるとは思いますが、実際は私も説明会は薬剤師として出ますのでいろいろ直接住民の方からお話が聞けると思っていますのでまたこの場で報告ができればいいなと思っています。

三歳児以下というのは丸剤をつぶして、何かシロップみたいなもの、シロップがなければお砂糖のようなもの、ガムシロップみたいなものってありますよね、ああいうものでいいんですけど、練って子どもに指でこう、つけて舐めさせるという方法もいくらでもあるんですね、ですから一丸そんなに高いものじゃないんですよ。ですから三歳以下の子どもさんには一丸渡してそれを、こういう方法で飲ませることもできますよというようなコーナーみたいなものをそこに学校とか、コミセンみたいな説明会のときに実践してみせるというようなことは薬剤師はいくらでもできますから、そういうようなことでちょっと安心してもらうということもいいんじゃないかなというふうに私は個人的には考えていたんですが、そうではないと防災訓練のときに実際、私たち薬剤師が安定ヨウ素剤のシロップを作って届けるという役目を今まで担っていたんですよ、じゃああれは何だったのか。まったくセレモニーだったんじゃないかというような気がするんですね。今までやってきたことも踏まえての住民の皆さんへの配布ではないかなと思っています。以上です。

◎高橋（武）議長

では、意見っていうか要望に対してのコメントされるオブザーバーさん、いいですか。ではまあ要望ということで各部署に薬事課とかですね、市役所だったらそういう担当にまたひとつ要望があったということをお伝えください。それでは第2ポツの避難計画について閉じさせていただきますが、25分までトイレ休憩ということで5分ばかしお願いします。戻りましたら始めますのでひとつよろしくをお願いします。

－ 休憩 －

◎高橋（武）議長

はい。それではですね皆さん全員揃いましたので、(3)のフリートークということで前回、先月の定例会ではですね、新委員さんを中心にお話いただきましたが、今日はですね、残る旧委員といますか継続されている委員からですね、ひとつコメントをいただきたいと思っております。

合計8名、私を含めて9名居るんですが、時間の関係上、一人2分、まあ3分は超えられると困るんですが、だいたい2分くらいを目安にお願いしたいと思っております。それではですね、申し訳ないんですが、こちら側の内藤委員から高桑さん、高橋さん、竹内さんの順番でひとつお願いします。

◎内藤委員

アメリカの話しをします。グールドという統計学者がいるんですけど、2000年頃だと思んですけどアメリカの白人の女性の乳がんの発症率が2倍になったんでアメリカの中で大騒ぎになって政府の説明は、石油コンビナートとか化学薬品とかそういうものでそういう乳がんが増えるんだから仕方がないんだよという説明だったんですが、グールドという統計学者が過去50年間のガンの発症率、アメリカには3000くらいの郡があるそうなので、群の病院のデータを集めて、アメリカには原発がいっぱいあるんですけど、原発中心に160kmの円を描いてその円の中と外と比べたら円の中の乳がんの発症率が2倍だったんで原発が原因だというふうに言った本を書いたんですけど、なんでそうなったかという放射線とか放射能とかは1億分の1ミリなんで目に見えないんですけど、地中に流れたり海に出たり、あと大気中に飛んでほこりとかにふっ付いて浮遊しているわけなんで、さっきも飯館村の質問をしたんですけど、除染して1回きりになってもまた3、4日すると元の汚染された状態に戻るんで、重さはないようなんで、すぐ戻っちゃうというんです放射線は、そういう物質は。だから、そのまたここも柏崎刈羽の原発も動かそうというような話が進んでるんですけど、できればこのまま止めたほうがお互いの健康のためだし、いいんじゃないかというのが私の意見です。以上です。

◎高橋（武）議長

はい、ありがとうございます。それでは続きまして高桑さんお願いします。

◎高桑委員

高桑です。私は先ほど新潟県のほうの行政の動きの中で、技術委員会で規制委員会のほうから、東京電力福島第一原子力発電所事故の分析の中間報告書というのが出されたという報告がありました。これ事故の分析の中間報告がなされていて、本当に中間でしかないわけですよ、実際にその説明の後にいろいろなたくさんの質疑がなされたということも報道されてますけれども、確か新規制基準というのは福島事故の教訓に、そういうことが再び繰り返されないためにつくる基準だということだったと思うんですけども、実際の福島事故の分析が中間報告でしかないまま、もう新規制基準があたかもこれを通れば大丈夫だということのように適合審査にかけられ、川内原発やなんかではそこに適合したからということその先へ進んでいくという、その基本的なところがすごくないがしろにされているのではないかと、本当にその新規制基準が、本当に福島原発の事故を教訓にして作られる基準であるならば、少なくとも福島原子力発電所の事故の分析がきちんとなされて、それを受けて作られるんでなければ、なんで新規制基準になんてなってしまうのかとすごく基本のところでは私たちは大事なところの足元を隠されたようなかたちでね、心配なことを隠されたようなかたちで原発というものが、再稼働へ進んでいくのではないかととても心配に思います。

私は少なくとも原発によって住民が被害を受ける。被ばくしたりあるいは生活がないがしろにされるということがないということが、絶対に守ってもらわないといけないことだと思っっているのですが、そういう観点から見ても本当にきちんと分析が行われ、こうでこうだからこういう基準になりましたという根拠のある新規制基

準が本当はつくられてほしかった。そういう元で適合審査が行なわれてほしかったなあとも思っています。大事な基本のところは本当はないがしろにされているのがこのところずっと続いているのではないかとそんな感想を持っています。以上です。

◎高橋（武）議長

はい、ありがとうございました。それでは続きまして高橋さんお願いします。

◎高橋（優）委員

高橋です。私はこの川内原発がこの8月11日に再稼働を強行したと、言いますが、原発稼働ゼロが700日とあえぎ続いたわけですよ。国会はまさに戦争法案で紛糾しているドサクサに紛れて8月11日に再稼働したことに對しては本当に私は強く抗議したいと思えますし、許されることではないと思えます。

原発がなくても電力が足りていることはこの700日があまりにも証明している、その何よりの証左ではないかというふうに私は思っています。

7月の事実審査の世論調査でも60%を超える人たちが原発の再稼働に反対しているわけですね。このことは東京電力福島原子力発電所の事故を踏まえてこの原発の安全性に対する懸念が根強いことを裏付けているふうに私は思えます。

今、九州の3件、5市5町では今でも住民説明会を開くように求めているようですが、その住民説明会をしないで再稼働したわけですが、住民の声を聞かないで、聞く耳さえ持たないということはおおよそ民主政治とは相容れないものではないかと、そういう政治姿勢は民主政治とは相容れないものだとは私は理解したい。このことは憲法違反との誹りは絶対免れないと思えます。先ほども出ていましたけれども、安倍首相は新規制基準に合格した原発の再稼働を認めるとは言っていますけれども、原子力規制委員会の基準はヨーロッパ、アメリカよりも厳しいんでしょうか、国会でも何度も指摘されていることではないんでしょうか。

だって田中規制委員長自身、この基準を適用しても重大事故が起きないとはいえない、安全を保証したものではないと明言しているにも関わらず新規制基準をもって再稼働を認めることは国民にとってはマイナスのことではないんでしょうか。

福島原発事故を経験した日本が今取り組むべき事は何なのかをもう一度考えてみませんか。以上です。

◎高橋（武）議長

はい、ありがとうございました。それでは続きまして竹内委員お願いします。

◎竹内委員

はい、竹内です。よろしく申し上げます。

私は今回何度か話題になった県知事と規制委員長の会談についてようやく実ったかという感想と、あとその中で非常に、まあ今まで私はどちらかという県知事さんに対して技術委員会の進捗や県知事自身の市民に対する理解がなかなか見えてこないことに対して少し憤りもあったんですが、例えば勧告権の行使ですとか SPEEDI だとか、取り上げられるところについては非常に我々市民目線なんだということがわかりました。私も理解が悪いものですから、普段箇条書きやまとまった文章を見せられるよりも会談で背景までわかるような文章は、こんがらがった今の僕らの

頭には非常にいいことだなと思いました。

またその中で、先ほど規制庁の所長さんからもあったようにいろいろな不理解をこういうふうに書いてあるけれども、私にはこういうふう聞こえたのと、そういうふう前向きに動きたいというような感想が聞こえたようにこういったコミュニケーションから次の動きが見えてくるんだなと、ひとつ、一歩進んだんだなと思いました。

ただメディアを通じてひとつ残念だったのが、田中規制委員長の「特別な感情はないが知事は言いたいことを言って満足したのではないか」というようなコメントが出てたんですが、これって本当に委員長が言われたんでしょうかね。私もメディアが知事と委員長の対立を煽っているような印象を与える文章が前からよく出るので、本当にこれ言ってるのかな、本位なのかなということがあってちょっとお聞きはしてみたかったんですが、もし本位で本当に言っているんだとしたら、もう少し市民感覚で規制庁のほうも考えていただくような、心からそういうふうに思いました。以上です。

◎高橋（武）議長

はい、ありがとうございました。それでは続きまして千原委員さんお願いします。

◎千原委員

千原です。毎回私ですね、途中抜けておりますけれど4期目に入っております。毎回毎回たくさんのオブザーバーの方がご出席していただきますけれども、私共の委員の拙い、難題な質問に対してよく真摯にお答えをいただきまして、各オブザーバーの皆さんに、私個人ですけれども感謝しております。どうもありがとうございます。実は私は柏崎市市内の企業に勤めておりましたんですけれども、モーターという電気を使うわけです。そうすると例えば受電能力は3000kwということになりますと年間1回か2回くらいしか使わなくてもある一定のベースの値段は取られるわけです。そうすると企業において電気代が非常に安いほうが業績も上がるんです。まあ配分も多くなるということなんです。これから先、今不況ですができるだけ安い電気が、エネルギーといったほうがいいんですかね、供給されるような仕組みをつくっていただきたいというふうな願いで一貫して原子力発電所の必要性ということも願っている一人でございます。以上です。

◎高橋（武）議長

はい、ありがとうございました。次はお隣の石坂さんですね。お願いします。

◎石坂委員

はい、石坂です。私が今回事前に今回こんなこととお話しようかなと思ってたことの半分以上が先ほどの質問で終わってしまったところもあります。

残りということではないんですけれども、ここ暫くのタイムリーな話題ということで新潟県の技術委員会に規制委員会が参加したというところもあると思います。

そういったことで先ほども申し上げたように国と県のコミュニケーションも取れるようになって事態がとにかく早く前進してほしいという、そういった希望でありますけれども、同様にこれ以前から何回も言っていることでもありますけれども、県の技術委員会の全体工程の見通しみたいなものをやはり示していただくべきではな

いかと思います。

以前、予断をもった検証作業にならないために工程といいますか、タイムスケジュールは設けないという回答はいただいていますけれども、なんかもっともらしく聞こえますけれども、税金を払っている県民としてはちょっとそれは違うんじゃないかと思います。やはりある程度の工程を明示した上でどんどん新しい事象が出たらそれに伴って変更していくというのが本来の姿、県民に対しての姿勢ではないかと思っていますので引き続きお願いをしたいと思っています。

それから技術委員会の内容を解りやすく、という。今回他の委員さんからの質問みたいな部分も出ております。それに対して結論が出たものに関しては報告をしていくと、これからも解りやすく説明をしていきます。とありますけれども正直一番身近なところで検証作業をされている、新潟県民にとって一番身近な存在でありますので、逐次解りやすくそういった進捗状況を伝えていただくという姿勢はこの会にとっても必要ではないかと思っています。今、千原委員さんからもありましたように、やはりいろいろな状況を考えた上で安全を確保した上でやはり稼働をさせるべきものは稼働させることが本来の姿だというふうに思っています。

電気料金が高止まりすることによって我々足元の特に地方の中小企業が非常に苦しんでいるということだったり、国全体の競争力が低下したりという部分。化石燃料の輸入という部分で国の国富が流出している部分に加えて安全保障という問題があると思います。

単純に電気は足りているということとは言えないと、そういう状況にはないということでもっと意識すべきではないかと思っています。

◎高橋（武）議長

はい、ありがとうございます。それでは、武本副会長お願いします。

◎武本委員

はい。武本です。私は3. 1 1の福島第一原子力発電所のあとに委員になったんですけども、私の前任者の話を聞きますとこの地域の会も何回、もう解散してもいいんじゃないかというタイミングも何回かあったようであります。ただ3. 1 1の事故以降この会の中身も一変したんじゃないかと思っています。

今日もありましたけれども、本当に身近な避難の話から天下国家を語るような話まで、非常に多岐にわたる内容がありますし、非常にオブザーバーの方々も直近の、最新のいろいろな情報をこの場の中でお聞きをすることがございまして、そういう意味では最新の情報が聞けるわけでもありますけども逆を言えば非常に広範囲な、専門的な幅の広い話を聞くということになりますので理解が難しいところも多々あるのも事実であります。

それで、会の名前も「透明性を確保する会」ということなんですけれども目的もやはり透明性を確保するというところから逸脱をするときがありますので、もう一回どこかで目的、主旨などを確認する必要があるのかなと考えていることがあります。

いずれにしましても原子力発電所は国が政治が責任をもって判断するべきと考えております。以上です。

◎高橋（武）議長

はい、それではですね。最後、桑原会長お願いいたします。

◎桑原委員

はい、桑原でございます。今日は発言する機会を与えていただきましてありがとうございます。

6期が終わりまして、7期目、13年目に入るわけですが、各には原子力発電所に対しては賛成、反対というようなことでいろんな議論がされてきたと思うんですが、私も今回会長を受けまして、新しく何かその運営方法は変わったことをするんですかっていうようなことを言われるんですが、目的は変わりませんので基本的には今までと同じような中身だと思うんですが、ただ個人的にちょっと思っていることがあります。皆さんにもお話させていただいたんですが、もちろん原子力発電所に対しては立ち位置が理解をする方、批判的な方という方が居るわけですが、それぞれそれはご自分の立場、考え方でそれを考えるって事はないと思うんですが、ただ発言の中で、原子力発電所には理解を示すんだけど、もっとここをこうしてほしいとか、例えば私なんかは、原子力発電所に対してはすぐに止めてほしいというような方がいても、ただそれで止めればすべてうまくいくということじゃなくて、やはり皆さんに意識して要望しているのは、例えば経済的な問題とか、温暖化の問題とか、電気料の上昇とかというのも当然現実的にはあるんですが、反対はするけどもそういう問題は私はこう思うというような併用したようなご意見を出していければ、もっと議論が深まったり、お互いの考え方がわかるんじゃないかと個人的には思っておりますので、そういう会議になることが望ましいというふうに今は考えております。以上です。

◎高橋（武）議長

はい、ありがとうございます。以上で、フリートークということで皆さんからお話いただきました。時間も時間なんですけど、今日発言していない方が5名くらいいるんですが、どうしてもこれだけは言いたいという方がいれば受け付けますが、よろしいですか。

それではですね、予定の時間になりましたが本日は私の議長ということで初めての経験でしたが、私の感想としては若干全員に発言する機会がちょっと与えられなかったとか、まだしゃべってられない方がいらしたということが私の中のもうちょっと改善の余地があるかなというところと、ぜひまたこういう紙に質問とご意見をお寄せくださいとありますので、発言できなかつたらぜひ紙を使ってですね、発言をどんどんしていただきまして、この会がもっともっというんな会議、意見、いろんな質問ができる会議体になればと会長と同じく思っていますのでひとつまた今日のところはご勘弁いただきましてこの会を閉じさせていただきます。

それでは事務局お願いします。

◎事務局

今ほどは熱心な討議本当にありがとうございました。

事務局から2点連絡をさせていただきます。まず次回の定例会でございますが、10月7日水曜日になります。それから運営委員会でございますが、9月16日と

いうことで決まっておりますので、ご承知置きのほどよろしく申し上げます。

時間はどちらも6時半から、当センターで開催を予定しております。

それでは時間内に終わりましたけれども、以上をもちまして地域の会第147回定例会を終了とさせていただきます。お疲れさまでした。お帰りの際は忘れ物のないようお願いいたします。お疲れ様でした。